

## 発議案第3号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について

上記発議案を別紙のとおり、白井市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年3月23日提出

白井市議会議長 岩田 典之 様

提出者	白井市議会議員	小田川敦子
賛成者	白井市議会議員	影山 廣輔
	〃	柴田 圭子

### 提案理由

補聴器のさらなる普及を通して、高齢者の生活の質の維持、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費や介護負担の抑制を図るため。

## 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める 意見書（案）

加齢性の難聴は日常に不便をもたらし、他者とのコミュニケーションを困難にすることなどから、生活の質を落とす大きな原因となっている。また、難聴によるコミュニケーションや社会的つながりの低下から、脳に入る情報が減少し、脳の機能の低下を引き起こす可能性がある。厚生労働省の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)においても、難聴が認知症の危険因子となることを指摘している。

日本と欧米諸国とを比較すると、難聴者率は大差がない一方、補聴器使用率は日本だけが他に比べ極めて低い水準にある。その背景として、日本においては補聴器の価格が片耳当たり概ね15万～30万円と高額である上、欧米諸国で確立されている補聴器購入に対する公的補助制度が無く、また、補聴器が厚生労働省が認定する医療機器であるにも関わらず保険が適用されないため、全額自己負担とならざるを得ないことがあげられる。身体障害者福祉法第4条に規定する高度・重度難聴の場合は装身具費支給制度により1割負担、中程度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に、低所得の高齢者に対する配慮が求められる。

補聴器のさらなる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費や介護負担の抑制にもつながると考える。

よって本市議会は、国において、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）3月23日

千葉県白井市議会

### 意見書提出先

衆議院議長	細田	博之
参議院議長	尾辻	秀久
内閣総理大臣	岸田	文雄
内閣官房長官	松野	博一
総務大臣	松本	剛明
財務大臣	鈴木	俊一
厚生労働大臣	加藤	勝信